
プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **現在検討されている制度変更の可能性への対応の検討**

I. 本資料の目的

1. 第 539 回企業会計基準委員会（2025 年 1 月 21 日開催）でお示しした文案では需要家が自己使用目的で非化石価値を購入することを前提としているが、この自己使用目的に関して、次の意見が聞かれた。

制度の変更により持株会社等がグループ会社の需要状況に応じて契約を締結できるようになった場合も「自己使用目的」に該当し得るのか、またそのような制度の変更と考え方について経緯等の記載に反映されるのか確認したい。

2. 本資料では、聞かれた意見を踏まえて現在検討されている制度変更の可能性への対応について検討を行う。

II. ASBJ 事務局の分析及び提案

3. 本実務対応報告は、現行の我が国における非化石価値取引の制度に基づき、需要家が自己使用目的で非化石価値を購入することを前提としているが、この自己使用目的について、制度上、実質的に需要家自らの非化石価値エネルギーの調達であると考えられる場合には、親会社の口座で管理された証書を子会社も利用可能とするかどうかの検討が現在行われている（詳細については別紙参照のこと）。検討の結果、需要家の口座で管理された非化石価値をその子会社も利用可能となった場合、本実務対応報告における需要家として取扱うことが考えられる。
4. 本実務対応報告の開発にあたっては、本実務対応報告の開発時点の我が国におけるバーチャル PPA に関する実務を考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定めることとし、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として必要に応じて見直しを行うこととしている。現時点では制度の変更は確定していないが、本実務対応報告の確定時までには確定している可能性がある。したがって、結論の背景においてその旨と制度の変更が確定した場合の会計処理の基本的な考え方を追加し、関係者からコメントを求めることが考えられるかどうか（具体的な文案は、審議事項（5）-3 を参照のこと）。

ディスカッション・ポイント

本資料第3項及び第4項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

別紙：資源エネルギー庁における制度変更の検討内容

第98回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（2024年12月24日 資料6 非化石価値取引について（資源エネルギー庁））より抜粋

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/098_06_00.pdf#page=24

非FIT再エネ証書の需要家間の融通に関する例外的取扱い

- 発電事業者と需要家間の非FIT非化石証書（再エネ指定）の直接取引は、需要家自身が積極的に非化石エネルギーを調達することができるよう、新たな調達手法の環境整備として認められた。
 - その際、小売電気事業者間では非FIT非化石証書の転売が禁止されていること、また、需要家自らの再エネ調達手段の確保という制度趣旨を踏まえ、需要家間の融通についても、そうした取引が行われることは想定していなかった。
 - こうした考えの下、現状は、直接取引を行う需要家ごとに口座開設を求めるとともに、非化石価値の取引システム上も、直接取引で取得した証書は、取得した需要家のみ利用可能（当該需要家名義でのみ利用確定処理が可能）な仕組みとなっている。
 - 一方で、調達の効率化や与信面などを理由に、グループの親会社が調達した非FIT非化石証書を、グループ内の他社に融通したいという要望が複数寄せられている。
 - 非FIT非化石証書は、高度化法の義務達成のために設けられた制度であるが、これまで、需要家自らによる非化石エネルギーの調達を可能とするため、一定の場合に、需要家による直接取引を認めてきた。
 - こうした制度改正の経緯を踏まえれば、実質的に、需要家自らの非化石エネルギーの調達であると考えられる場合には、厳格に、一需要家に一口座の開設を求めることなく、例えば、親会社の口座で管理された証書を子会社も利用可能とするといった運用を認めることとしてはどうか。
- ※1. ただし、小売ライセンスを保有する需要家に対する融通は、非FIT非化石証書の小売への転売に該当するため、不可とする。
- ※2. また、小売ライセンスを保有する需要家から他社に融通した非FIT非化石証書は、高度化法の義務達成には使用不可とする。

※3. 2024年8月のシステム改修に伴い、証書の利用確定処理が必須化された。それによって、本運用を認めた場合でもダブルカウントは防止可能。

※4. なお、需要家等が非化石証書を取得する際の会計・税務上の取扱についての基本的な考え方は、第57回制度検討作業部会（2021年9月24日）において示されているところであり、今後もその考え方が変わるものではないと考えられる。

以 上